

事務連絡
令和2年6月5日

都道府県
各 指定都市 社会福祉法人担当課（室）御中
中核市

厚生労働省社会・援護局福祉基盤課

新型コロナウイルス感染症の発生に伴う社会福祉法人の運営
に関する取扱いについて（その3）

新型コロナウイルス感染症のまん延状況を踏まえ、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第32条に基づき、全国を対象に、新型インフルエンザ等緊急事態宣言（以下「緊急事態宣言」という。）が発令されていたところですが、本年5月25日をもって、全ての緊急事態宣言は解除されたところです。

このような状況において、当課からは、本年3月9日付け事務連絡及び本年4月14日付け事務連絡により、社会福祉法人（以下「法人」という。）の運営について、柔軟な取扱いをお願いしてきたところです。

各所轄庁におかれましては、緊急事態宣言の解除を受け、別紙のとおり、個々の法人の作業の進捗状況を把握しつつ、必要な助言を行い、指導監査や、届出等の時期の取扱いについて引き続き柔軟に対応いただくとともに、今般、資産の総額の変更の登記についても、こうした対応がされることを確認いたしましたので、管内法人に対する周知をお願いいたします。

なお、都道府県におかれましては、貴管内の市（指定都市、中核市を除き、特別区を含む）に対して周知いただきますようお願いいたします。

(照会先)
厚生労働省 社会・援護局
福祉基盤課 法人指導監査係
TEL:03-5253-1111（代表）内線2871

(別紙)

新型コロナウイルス感染症の発生に伴う社会福祉法人の運営 に関する取扱いについて（その3）

- 1 緊急事態宣言解除後における社会福祉法人の運営に関する取扱いについて
決算関係書類の作成や届出、理事会・評議員会の開催等法人の運営に関する
取扱いについては、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（令和
2年3月28日（令和2年5月25日変更）新型コロナウイルス感染症対策本
部決定）も踏まえ、本年4月14日付け事務連絡に基づき、引き続き適切に対
応すること。

この際、所轄庁においては、個々の法人の作業の進捗状況を把握しつつ、必
要な助言を行うとともに、指導監査や、届出等の時期の取扱いについて柔軟に
対応することとされたいこと。

- 2 資産の総額の変更の登記について

組合等登記令（昭和39年政令第29号）第3条第3項に規定する資産の総
額の変更の登記については、その期限を過ぎて登記申請がされた場合であつ
ても、各法務局・地方法務局において、1に規定する取扱いを踏まえた対応が
されることを確認したので、この点、管内法人に周知を図られたいこと。

（参考）「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000633501.pdf#search=%27%E5%9F%BA%E6%9C%AC%E7%9A%84%E5%AF%BE%E5%87%A6%E6%96%B9%E9%87%9D%27>

(参考1)

事務連絡
令和2年4月14日

都道府県
各 指定都市 社会福祉法人担当課（室）御中
中核市

厚生労働省社会・援護局福祉基盤課

新型コロナウィルス感染症の発生に伴う社会福祉法人の運営
に関する取扱いについて（その2）

新型コロナウィルス感染症のまん延状況を踏まえ、政府においては、4月8日付け、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第32条に基づき、5月6日までの間、千葉県、埼玉県、東京都、神奈川県、大阪府、兵庫県、福岡県を対象に、新型インフルエンザ等緊急事態宣言を発令したところです。

こうした状況を踏まえ、新型コロナウィルス感染症の全国的かつ急速なまん延の抑制を図る観点から、今般、社会福祉法人が作成しなければならない書類の取扱い等について、別紙のとおり改めて整理を致しました。

各所轄庁におかれましては、別紙を踏まえ、社会福祉法人の指導について柔軟な対応を行っていただくようお願いいたします。

また、都道府県におかれましては、貴管内の市（指定都市、中核市を除き、特別区を含む）に対して周知いただきますようお願いいたします。

（照会先）
厚生労働省 社会・援護局
福祉基盤課 法人指導監査係
TEL:03-5253-1111（代表）内線2871

新型コロナウィルス感染症の発生に伴う社会福祉法人の運営 に関する取扱いについて（その2）

1 社会福祉法人が作成しなければならない書類の取扱いについて

社会福祉法（昭和26年法律第45号。以下「法」という。）上、社会福祉法人に対しては、次の書類の作成、届出等が義務付けられている。これらの書類の取扱いについては、原則として法令の規定に従い運用するものであるが、新型コロナウィルス感染症の全国的かつ急速なまん延の抑制を図る観点から、職員の出勤抑制等により、現にやむを得ずこれらの作業に支障が生じている場合には、当該支障がなくなり次第、できる限り速やかに履行すること。また、所轄庁においては、指導監査や、届出等の時期の取扱いについて柔軟に対応することとされたいこと。

- (1) 法第45条の27第2項の規定に基づき、毎会計年度終了後3月以内（6月末）までに作成することとされている計算書類（貸借対照表及び収支計算書をいう。以下同じ。）、事業報告及びこれらの附属明細書
- (2) 法第45条の34第1項の規定に基づき、毎会計年度終了後3月以内（6月末）までに作成及び主たる事務所に備え置くこととされている財産目録、役員等名簿、報酬等支給基準、現況報告書（以下「財産目録等」という。）
- (3) 法第59条の規定に基づき、毎会計年度終了後3月以内（6月末）までに所轄庁へ届出することとされている計算書類、事業報告及びこれらの附属明細書並びに監査報告（会計監査人設置法人にあっては会計監査報告を含む）並びに財産目録等
- (4) 法第55条の2第2項の規定に基づき、会計年度終了後3月以内（6月末）までに所轄庁へ承認申請することとされている社会福祉充実計画

2 その他理事会、評議員会の開催等について

理事会、評議員会の開催、事業計画書及び収支予算書、所轄庁による指導監査に関する取扱い等については、新型コロナウィルス感染症の全国的かつ急速なまん延の抑制を図る観点から、令和2年3月9日付け厚生労働省社会・援護局福祉基盤課事務連絡を踏まえ、可能になり次第、速やかに手続を行うこととするとともに、引き続き所轄庁が当該法人の指導監査を行うにあたっては、柔軟に対応することとされたいこと。

(参考2)

事務連絡
令和2年3月9日

都道府県
各 指定都市 社会福祉法人担当課（室）御中
中核市

厚生労働省社会・援護局福祉基盤課

新型コロナウィルス感染症の発生に伴う社会福祉法人の運営
に関する取扱いについて

新型コロナウィルス感染症の発生により、感染拡大を抑制する観点から、大規模なイベント等の中止や延期、規模縮小等が要請されている状況等も踏まえ、今般、社会福祉法人の理事会や評議員会等の運営に関する取扱いについて、別紙のとおり整理致しました。

つきましては、当該取扱いを踏まえ、社会福祉法人の指導について弾力的に対応していただくようお願いいたします。

また、都道府県におかれましては、貴管内の市（指定都市、中核市を除き、特別区を含む）に対して周知いただきますようお願いいたします。

（照会先）

厚生労働省 社会・援護局
福祉基盤課 法人指導監査係
TEL:03-5253-1111（代表）内線2871

(別紙)

新型コロナウィルス感染症の発生に伴う社会福祉法人の運営 に関する取扱いについて

1 理事会の開催について

(1) 理事会の開催

理事会の開催について、新型コロナウィルス感染症の感染拡大抑制を図る観点から、やむを得ず3月中に開催することが困難な法人については、可能になり次第、速やかに開催すること。また、所轄庁が当該法人の指導監査を行うにあたっては、当該開催の時期の取扱いについて柔軟に対応することとされたいこと。

(2) 理事会における「対面」の解釈

理事会については、社会福祉法（以下「法」という。）第45条の14第4項の規定により、各理事が「出席」して決議することとされており、対面による開催が必要とされている。また、「指導監査ガイドライン」（平成29年4月27日付け雇児発0427第7号・社援発0427第1号・老発0427第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長及び老健局長連名通知「社会福祉法人指導監査実施要綱の制定について」の別添「社会福祉法人指導監査実施要綱」の別紙、以下「ガイドライン」という。）において、「理事会における議決は対面（テレビ会議等によることを含む。）により行うこと」とされている。

ガイドラインで言う「テレビ会議等」とは、各理事の音声が即時に他の理事に伝わり、適時的確な意見表明ができるものであればよく、一般的な電話機のマイク及びスピーカー機能、インターネットを利用する手段などが含まれており、必ずしも会議室で会議を行う必要はないことを、法人に対して周知すること。

(3) 理事会決議の省略

理事会決議の省略については、定款に決議の省略についての定めがあり、理事全員から事前の同意の意思表示がされたときは、法第45条の14第9項により準用される「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」（以下「一般法人法」という。）第96条の規定により、当該提案について理事会の決議があったものとみなされることを、法人に対して周知すること。

なお、理事全員から事前の同意が得られなかつたことにより決議の省略ができず、理事会を開催する場合においては、1（1）及び（2）のとおり取り扱われたいこと。

(4) 理事長及び業務執行理事による職務の執行状況の報告

理事長及び業務執行理事による職務の執行状況の報告については、法第45条の16第3項の規定に基づき、定期的に理事会に報告をしなければならないこととなっており、これについては、法第45条の14第9項により準用される一般法人法第98条第2項の規定により、報告の省略はできず、実際に開催された理事会において報告を行う必要があることとなっているが、新型コロナウィルス感染症の感染拡大抑制を図る観点から、やむを得ず3月中に理事会を開催することが困難なため、年度内に報告が困難な法人について、所轄庁が当該法人の指導監査を行うにあたっては、当該報告の時期の取扱いについて柔軟に対応することとされたいこと。

2 評議員会の開催について

(1) 評議員会の開催

評議員会の開催については、1(1)及び(2)と同様に取り扱われたいこと。

(2) 評議員会決議の省略

評議員会決議の省略については1(3)と同様であるが、1(3)のうち「定款に決議の省略についての定めがあり」の部分については、評議員会決議の省略の場合は理事会と異なり、定款に決議の省略の定めがない法人でも行うことが可能であること。

3 事業計画書及び収支予算書について

事業計画書及び収支予算書の決議又は承認に係る理事会又は評議員会の開催については、1又は2のとおり、所轄庁が当該法人の指導監査を行うにあたっては、柔軟に対応することとされたいこと。

4 経過措置期間の満了に伴う評議員の選任について

評議員の必置化に当たって、その員数については、本来「定款で定めた理事の員数を超える数」の選任が必要なところ、平成27年度の収益が4億円以下の法人については、「社会福祉法等の一部を改正する法律（平成28年法律第21号）附則第10条に規定する経過措置により、令和2年3月末までの間、4名以上としてきたところであり、当該経過措置適用法人で評議員の確保が完了していない法人は、今月中に評議員選任・解任委員会などの評議員の選任手続を行う必要があるが、新型コロナウィルス感染症の感染拡大抑制を図る観点から、その手続きの実施が困難な法人については、可能になり次第、速やかに手続を行うこと。また、所轄庁が当該法人の指導監査を行うにあたっては、当該手続の時期の取扱いについて柔軟に対応することとされたいこと。

5 社会福祉法人に対する指導監査について

社会福祉法人に対する指導監査については、3月中に一般監査を予定されている所轄庁も想定されるところであるが、新型コロナウィルス感染症の感染拡大抑制を図る観点から、法人の状況等も踏まえ、延期等の対応を検討されたいこと。